

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、山形建設株式会社（所在地 山形県山形市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月 2日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 （ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 （ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
山形建設株式会社	山形県山形市清住町1-2-18

2. 指名停止措置期間：令和2年 3月 2日 ～ 令和2年 7月 1日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表役員等は、山形県大石田町が発注した尾花沢市消防署大石田分署建築工事の入札を巡り、指名競争入札の他の指名業者に対し、自社が受注できるよう入札価格を調整するなどをしたとして、令和2年2月5日に談合の疑いにより逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～9 略	
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
11～16 略	